

立科町 Lake Office 女神湖 利用規約

立科町 Lake Office 女神湖利用規約（以下「本規約」という。）は、立科町（以下「町」という。）が運営する Lake Office 女神湖（以下「本施設」という。）の利用等に関し、必要な事項を定めるものです。

本施設を使用する際には、本規約の内容を十分に理解し、これに同意した上で本施設を使用するものとします。

（使用目的）

第1条 本施設は、一時的に業務等を行うためのテレワークのスペースとしてのみ使用することができます。

（サービス内容）

第2条 本施設のサービス内容は、次の各号の定めるとおりとします。

- (1) 一時的に業務等を行うためのテレワークのスペースの使用
- (2) 無線LAN（Wi-Fi）の使用

（開館時間及び休館日）

第3条 本施設の開館時間は午前9時から午後6時までとし、無休とする。ただし、町が特に必要と認めるときは開館時間を変更し、又は臨時に休館する場合があります。

（使用手続き）

第4条 本施設を使用しようとするもの（以下「使用者」という。）は、本規約内容を理解した上で、WEBサイトにて会員登録を行った後、WEB予約を行った上で使用することができます。

（使用料）

第5条 本施設の使用料は、次のとおりです。

区分		使用料
1人	1時間	550円
	1日	3,300円
1団体	3時間貸切り	13,200円
	6時間貸切り	26,400円
	1日貸切り	39,600円

- 2 使用料は、WEB上の予約に基づき発生し、予約時間到来以降は使用の有無にかかわらず、WEB上の予約に基づき使用料が請求されます。
- 3 利用者は、当月1日から末日分の使用料を翌月1日にクレジットカード決済により支払うものとします。引き落とし日は、会員登録時に登録したクレジットカード会社によって異なります。
- 4 既納の使用料は、還付しません。

(反社会的勢力の排除)

第6条 使用者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に該当しないこと。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 本施設を使用する権利は、第三者に譲渡や貸与することはできません。

(禁止事項)

第8条 本施設の使用に関し使用者は、次の各号の行為を行ってはなりません。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為やそのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 本施設の住所・名称を用い、商業登記等の登記手続きを行うこと。
- (3) 本施設の住所・名称を用い、使用者の業務の本拠として名刺を含むすべての印刷物又はホームページ等の電子媒体に掲載すること。
- (4) 本施設の住所・名称を用い、郵便物等のあて先とすること。
- (5) 本施設の住所・名称を用い、商品の販売・物品の修理その他金員の授受を伴う取引をすること。
- (6) 本施設内で喫煙、飲酒、食事をすること。
- (7) 町の承諾を得ることなく、営利目的で本施設内を撮影すること。
- (8) 盗聴、データの盗難など不正な行為をすること。
- (9) 他の利用者に迷惑を及ぼす音、振動及び臭気等を発生させること。
- (10) 本施設の無線LAN（Wi-Fi）を使用して、特定又は不特定多数に大量のメールの送受信、コンピュータウイルス等の有害なプログラムの提供や送受信、大容量のデータ送受信など通信を逼迫させ良好な通信を阻害するような行為をすること。
- (11) 町の許可を受けないで、みだりに本施設の備品を移動したり、物品を搬入したりしないこと。
- (12) 本施設に火気や危険物の持ち込みや使用をしないこと。
- (13) 寝位による仮眠をとること。
- (14) 本施設内及び本施設の住所・名称を用い、ねずみ講、マルチ商法、特定の思想・宗教等の勧誘行為又は政治活動をすること。
- (15) 本施設内への動物の持ち込みをしないこと。（盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く）
- (16) 席の確保、その他理由に如何を問わず、本施設内に荷物を長時間放置すること。

(注意事項)

第9条 本施設の清掃、必要な工事が発生する場合、使用者以外の町が指定する第三者が本施設を使用することがあり、これにより本施設の一部の使用制限、音の発生が生じる場合があります。

2 本施設には、防犯強化を目的とし、防犯カメラを設置しています。防犯カメラで撮影された映像（以下「撮影データ」という。）は一定期間町にて保管され、施設運

営状況の確認、本規約の違反、盗難火災等の有無、遺失物の確認及び警察等の犯罪捜査に協力する目的で、撮影データを使用します。会員登録をもって、撮影データの使用を同意したものとみなします。

(通信環境等)

第 10 条 本施設に使用者の管理する P C、タブレットを持ち込むことができます。

2 本施設では、無料でインターネットに接続可能な無線 L A N (W i - F i) を使用することができます。ただし、インターネットへの接続を保証するものではありませんので、接続できなかったことによる如何なる損害も町は負担しません。

3 町では、インターネットへの接続及び P C 等に関するサポート等はいりません。

(免責事項)

第 11 条 使用者同士のトラブルは当事者間で解決するものとし、町は一切責任を負いません。

2 本施設にて発生した人的、物的損害（町に帰責性がある場合を除く）に関して、町は一切責任を負いません。

3 町は、提供するサービスの内容の開始、変更、又はサービスの中断、終了によって生じた如何なる損害についても、一切責任を負いません。

4 町は、本規約等に違反する行為、又はそのおそれのある行為が行われたと信じるに足りる相当な理由があると判断した場合には、当該行為を行った使用者の本施設からの強制退去処分、当該行為以降の本施設の使用の停止等を行う場合があります。それによって生じた如何なる損害も町は一切責任を負いません。

(損害賠償の義務)

第 12 条 使用者は、故意又は過失により本施設及び備品を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りではありません。

(損害補償)

第 13 条 町は、使用者の所有物品等に生じた損害については、補償しません。

(利用規約の変更)

第 14 条 本規約については、予告なく変更される場合があります。